

事務事業名		老人ホーム入所判定委員会開催事業		<input type="checkbox"/> 実施計画登載事業		<input type="checkbox"/> 総合戦略登載事業				
政策体系	政策名	安心が確保されたまちづくりの推進		事業期間		予算科目				
	施策名	地域福祉の充実		単年度のみ  <input checked="" type="checkbox"/> 単年度繰返 (開始 年度～)		会計	款	項	目	事業
	基本事業名	高齢者支援の充実				01	03	01	03	14
根拠法令		老人福祉法第11条第1項第1号及び第2号、大船渡市老人ホーム入所判定委員会設置要綱		期間限定複数年度 【計画期間】 年度～年度		事務事業区分				
所属	部課名	保健福祉部長寿社会課				A 政策事業	B 施設整備			
	課長名	佐々木 卓也				C 施設管理	D 補助金等			
	係名	高齢者福祉係	電話	0192-26-2943			E 一般(A～D以外)			
担当者	村上 正展	内線	439			※全体計画欄の総投入量を記入				
事務事業の概要(具体的なやり方、手順、詳細。期間限定複数年度事業は全体像を記述) 養護老人ホームへの入所措置の審査を行う事業である。 主な業務は次のとおり。 ①入所申請受付 ②本人の実態調査 ③入所判定の資料作成 ④入所判定委員会の開催及び判定						全体計画(※期間限定複数年度のみ)				
						総 投 入 量 (千 円)	国庫支出金			
	都道府県支出金									
	地方債									
	その他									
	一般財源									
	事業費計(A)	0								
	正規職員従事人数									
	延べ業務時間									
	人件費計(B)	0								
	トータルコスト(A)+(B)	0								

## 1 現状把握の部(DO)

## (1) 事務事業の目的と指標

## ① 手段(主な活動)

## 前年度実績(前年度に行った主な活動)

判定資料の作成、入所判定委員会による入所可否審査

## 今年度計画(今年度に計画している主な活動)

前年度と同じ。

## ② 対象(誰、何を対象にしているのか)\*人や自然資源等

在宅で適切な支援が受けられない高齢者

## ③ 意図(この事業によって、対象をどう変えるのか)

養護老人ホームへの入所措置の可否を判定する。

## ④ 結果(基本事業の意図: 上位の基本事業にどのように貢献するのか)

適切な入所措置が行われる。

## ⑤ 活動指標(事務事業の活動量を表す指標)

名称	単位
ア 審査会開催回数	回
イ	
ウ	

## ⑥ 対象指標(対象の大きさを表す指標)

名称	単位
カ 審査対象者数	人
キ	
ク	

## ⑦ 成果指標(対象における意図の達成度を表す指標)

名称	単位
サ 入所可能対象者数	人
シ	
ス	

## (2) 総事業費・指標等の推移

事業費 投入量	年 度 単位	年度						
		2年度(実績)	3年度(実績)	4年度(目標)	5年度(目標)	6年度(目標)	7年度(目標)	
財 源 内 訳	国庫支出金 千円							
	都道府県支出金 千円							
	地方債 千円							
	その他 千円							
	一般財源 千円	55	50	75	75	75	75	75
	事業費計(A) 千円	55	50	75	75	75	75	75
人 件 費	正規職員従事人数 人	1	1	1	1	1	1	1
	延べ業務時間 時間	90	75	90	90	90	90	90
	人件費計(B) 千円	360	300	360	360	360	360	360
	トータルコスト(A)+(B) 千円	415	350	435	435	435	435	435
⑤活動指標	ア 回	4	4	5	5	5	5	5
	イ							
	ウ							
⑥対象指標	カ 人	4	4	6	6	6	6	6
	キ							
	ク							
⑦成果指標	サ 人	4	4	6	6	6	6	6
	シ							
	ス							

## (3) 事務事業の環境変化・住民意見等

① この事務事業を開始したきっかけは何か？いつ頃どんな経緯で開始されたのか？

老人福祉法で規定する養護老人ホームへの入所措置の可否を公平に判定する事業である。

② 事務事業を取り巻く状況(対象者や根拠法令等)は、開始時期あるいは後期基本計画策定時と比べてどう変わったのか？

過去5年間の審査対象者数はおむね横ばいである。

③ この事務事業に対して関係者(住民、議会、事業対象者、利害関係者等)からどんな意見や要望が寄せられているか？

特になし。

## 2 評価の部(SEE) \*原則は事後評価、ただし複数年度事業は途中評価

目的妥当性評価	① 政策体系との整合性	<input type="checkbox"/> 見直し余地がある ⇒【理由】 <input checked="" type="checkbox"/> 結びついている ⇒【理由】 支援が必要な高齢者を適正に入所措置するために必要な事業であり、政策体系に結びついている。
	② 公共関与の妥当性	<input type="checkbox"/> 見直し余地がある ⇒【理由】 <input checked="" type="checkbox"/> 妥当である ⇒【理由】 厚生労働省の指針により、入所判定委員会を設置することが義務付けられている。
	③ 対象・意図の妥当性	<input type="checkbox"/> 見直し余地がある ⇒【理由】 <input checked="" type="checkbox"/> 適切である ⇒【理由】 老人福祉法第11条で規定されており、市の判断で限定又は追加をすることはできない。
有効性評価	④ 成果の向上余地	<input type="checkbox"/> 向上余地がある ⇒【理由】 <input checked="" type="checkbox"/> 向上余地がない ⇒【理由】 当該指針に定める専門的知識を有する医師や施設長を委員として判定しており、成果の向上余地はない。
	⑤ 廃止・休止の成果への影響	<input type="checkbox"/> 影響無 ⇒【理由】 <input checked="" type="checkbox"/> 影響有 ⇒【その内容】 支援が必要な高齢者の入所判断を専門的見地から判断する事業であることから、廃止することはできない。
効率性評価	⑥ 事業費の削減余地	<input type="checkbox"/> 削減余地がある ⇒【理由】 <input checked="" type="checkbox"/> 削減余地がない ⇒【理由】 事務の効率化や事業費の削減を図るため、気仙の2市1町での合同開催としており、事業費削減の余地はない。
	⑦ 人件費(延べ業務時間)の削減余地	<input type="checkbox"/> 削減余地がある ⇒【理由】 <input checked="" type="checkbox"/> 削減余地がない ⇒【理由】 事業費は判定委員への報酬であり、委託もできないことから、削減はできない。
公平性評価	⑧ 受益機会・費用負担の適正化余地	<input type="checkbox"/> 見直し余地がある ⇒【理由】 <input checked="" type="checkbox"/> 公平・公正である ⇒【理由】 養護老人ホームへの入所を希望する者の入所の可否を公平に判定するための機関であり、受益機会等は適正である。

## 3 今後の方向性(次年度計画と予算への反映)(PLAN)

## (1) 改革改善の方向性

- ① 現状維持
  - 2 改革改善(縮小・統合含む)
  - 3 終了・廃止・休止
- 

## (3) 改革改善を実現する上で解決すべき課題とその解決策又は特記事項等

一人暮らし高齢者や高齢者のみ世帯の増加に伴い、当該入所判定委員会へ諮る案件も増加する見込みである。  
入所措置の要否判定が適正に行われるよう、現状どおり継続して委員会開催に係る事務を実施する。

## (2) 改革・改善による期待成果

		コスト		
		削減	維持	増加
向上	成績維持			
		●		×
低下		×	×	×

左記(1)の改革改善を実施した場合に期待できる成果について該当欄に「●」を記入する。  
(終了・廃止・休止の場合は記入不要)

## 4 課長等意見

## (1) 今後の方向性

- ① 現状維持
- 2 改革改善(縮小・統合含む)
- 3 終了・廃止・休止

## (2) 全体総括・今後の改革改善の内容

委員の招集から開催まで、適切な事務執行がなされている。老人福祉法に基づく入所措置に係る委員会であり、今後も適切に開催していく。